

長野県環境審議会議事録

日時 平成28年5月20日(金)

午後1時30分～2時53分

場所 長野県庁 西庁舎301号会議室

司会

ただいまから、長野県環境審議会を開会いたします。本日の司会を務めさせていただきます、環境政策課企画幹の加藤浩でございます。よろしくお願いいたします。

始めに、本年4月1日付けの人事異動で、特別委員に新たに三人の方がご就任されましたので、ご紹介申し上げます。

環境省 長野自然環境事務所長の中山隆治様でございます。

中山特別委員

中山でございます。私は、出身は東京なのですが、大学は平林先生のいらっしゃる信州大学の繊維学部でございます。長野は第二の故郷ということでございます。よろしくお願いいたします。

司会

次に、林野庁 中部森林管理局長の新島俊哉様にご就任でございますが、本日は計画保全部長の江坂文寿様が代理でご出席でございます。

江坂文敏特別委員代理

代理で参っております江坂文敏でございます。よろしくお願いいたします。

司会

続いて、国土交通省 北陸地方整備局企画部長の渡辺学様にご就任でございますが、本日は環境調整官の高橋博巳様が代理でご出席でございます。

高橋博巳特別委員代理

代理で参りました北陸地方整備局の高橋博巳でございます。よろしくお願いいたします。

司会

続きまして、4月1日付けの県の人事異動によりまして、幹事の変更がございます。それぞれから自己紹介を申し上げます。

関環境部長

環境部長の関昇一郎でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

古川環境エネルギー課

環境エネルギー課長の古川浩と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

長

宮原自然保護課長

自然保護課長の宮原登でございます。よろしくお願いたします。

小山廃棄物対策幹

資源循環推進課長 丸山良雄の代理で参りました廃棄物対策幹の小山次男でございます。どうぞよろしくお願いたします。

佐藤鳥獣対策・ジビエ振興室長

鳥獣対策・ジビエ振興室長として参りました佐藤繁と申します。よろしくお願いたします。

司会

本日、都合によりまして、北村智委員、才川理恵委員、西澤孝枝委員、羽田健一郎委員、別府桂委員並びに柳平千代一委員の6名の委員から、ご欠席との連絡をいただいておりますので、ご報告申し上げます。

これによりまして、本日の審議会でございますけれども、委員数18名に対しまして、出席者12名で過半数のご出席をいただいておりますので、「長野県環境基本条例」第30条第2項の規定によりまして、会議が成立しておりますことをご報告申し上げます。

次に、資料のご確認をお願いいたします。

本日の会議資料でございますが、次第、名簿の他に、事前に資料1から4をお送りしておりますけれども、本日、資料2-3を追加しております。また、資料3と4は修正版を配付しておりますので、ご確認をお願いいたします。

それでは、これから審議に入らせていただきます。

本日の議題でございますが、審議事項といたしまして、「希少野生動植物保護回復事業計画の策定について」、「第二種特定鳥獣管理計画（第4期ツキノワグマ保護管理）の策定について」及び「長野県第12次鳥獣保護管理事業計画の策定について」の諮問3件と、報告事項といたしまして「温泉審査部会報告（平成27年度）」の1件でございます。

議長につきましては、「長野県環境基本条例」第30条第1項の規定により会長が務めることとなっておりますので、平林会長に議事の進行をお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。

平林議長

皆さんこんにちは。今日は、平成28年度の第1回環境審議会ということで、お忙しいところをお集まりいただき、ありがとうございます。

ざいます。

これからまた、だいたい2か月に1度くらいのペースで審議会を開催させていただきたいと思います。様々な案件が上がってまいりますので、ぜひ、ご協力をお願いしたいと思いますし、スムーズな進行に努めて参りたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

ただ、形だけの会議は、私は、やりたくありませんので、皆様方から、様々なご意見をできるだけたくさん出していただきたいと思います。出していただいたご意見は、積極的に県の施策などに取り入れていただいたり、参考にさせていただいたりして、長野県の環境をより良いものにしていければと思っております。忌憚りの無いご意見をどんどん出していただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

それではこれから始めさせていただきます。まず、審議に先立ちまして、本日の議事録署名委員を指名させていただきたいと思います。

本日の議事録署名委員は、中村義幸委員と野口暢子委員をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、ただいまから審議に入ります。

まず始めに、長野県知事から本審議会に対し諮問がございます。

関環境部長

長野県知事から長野県環境審議会に対しまして、これから申し上げます3件について諮問いたします。

1点目が「希少野生動植物保護回復事業計画の策定」について、2点目が「第二種特定鳥獣管理計画（第4期ツキノワグマ保護管理）の策定」について、3点目が「長野県第12次鳥獣保護管理事業計画の策定」について、以上であります。よろしくご審議をいただき、ご意見をいただきますようお願いいたします。

平林議長

ただいま諮問を3ついただきました。お手元にお配りしましたものがその写しでございますので、ご確認ください。なお、関環境部長におかれましては、所用により退席いたします。

それでは審議に入ります。

まず、審議事項アの「希少野生動植物保護回復事業計画の策定について」でございます。本件は、指定希少野生動植物のうち、ゴマシジミについて、長野県希少野生動植物保護条例第31条第1項の規定による保護回復事業計画を策定するに当たり、当審議会からの意見を聴くものでございます。

それでは幹事から説明をお願いします。

宮原自然保

長野県希少野生動植物保護条例に基づく保護回復事業計画の策

定についてご説明します。対象といたしましては、チョウのゴマシジミです。

説明に入る前に資料の訂正をお願いします。資料1の「5 策定の手続き」ですが、表中左にあります脊椎動物専門小委員会を無脊椎動物専門小委員会に訂正をお願いします。

それでは、説明に入らせていただきます。

ゴマシジミにはいくつかの亜種がございまして、そのうち県内では本州中部亜種と八方尾根・白山亜種の2つの亜種が確認されています。県では、両方の亜種を県条例に基づく希少野生動植物に指定しました。国においても本州中部亜種を種の保存法で国内希少野生動植物に指定しました。また、県内の数少ない生息地である松本市においても市の特別天然記念物に指定しております。レッドデータブックのカテゴリーにおいては、本州中部亜種は県ではI B類、国ではI A類であり、国レベルで絶滅の危険度が高いという評価になっています。一方、八方尾根・白山亜種につきましては、県、国ともにII類であり、本州中部亜種に比べて多少絶滅の危険度は低くなっています。

ゴマシジミは、頭から羽先までの長さが2cm前後の小型の蝶でございまして。羽にゴマのような黒い斑点がございまして、これが名前の由来となっています。本種は生活サイクルに大きな特徴があります。成虫は7～8月に出現し、ワレモコウの花に産卵し、幼虫はワレモコウの花を食べて成長します。その後、成長すると、幼虫は決まった種類のアリによって巣に運ばれ、アリの卵・幼虫を食べて成長し、翌年夏に羽化するまでアリの巣で過ごします。ゴマシジミはかつて県内広く生息していましたが、生息環境の変化により、現在では生息域を狭め、本州中部亜種が長野市と松本市、八方尾根白山亜種が白馬村において、それぞれごく限られた場所に生息している状況でございまして。

現在、松本市奈川地区において、地域の住民の皆様が食草の管理や看板の設置といった活動を徐々に始めています。また、今年6月には学識者を交えた勉強会が開催される予定になっています。また、長野市でも食草保護の取組が行われています。

ゴマシジミはバラ科のワレモコウを食草としますが、農業活動で管理されてきた草原の減少により生息環境を狭めています。このような経過から、今回保護回復事業計画を策定し、本種の保護を図って参りたいと考えています。

今後のスケジュールとしましては、環境審議会において11月頃に中間報告し、3月には答申をいただけるような日程で進めさせていただきます。また、その間で幅広い分野の専門家からなる専門委員会で方向付けをいただきながら、昆虫の専門家による専門小委員会において、現地調査などを行い、検討を進めていきます。

県希少野生動植物保護条例に基づく保護回復事業計画の策定状況についてですが、これまでに13種につきまして策定をし、今回のゴマシジミを合わせると14種となる予定です。

計画策定後おおむね5年を経過したものにつきましては、段階的に評価検証を進めて参ります。本年度は20年度に策定したホテイツモリの評価検証を予定しています。説明は以上です。

小川委員

ゴマシジミはアリやワレモコウとの関係があるということですが、生息調査などは今後どのようにしていく予定でしょうか。

宮原自然保護課長

ご指摘のとおり、ゴマシジミはワレモコウと特定のアリの生息が不可欠であります。ワレモコウは特別珍しい植物ではありませんが、農業用地の草刈り等が行われなくなっている耕作放棄により減少してきています。

特殊なアリはクシケアリという種類で、広く分布しています。減少要因としては、食草の減少ではないかと推測されますが、専門委員会でご意見をいただきながら保護回復事業計画を策定していきたいと思っています。

小川委員

草原の維持に関して、山梨県の乙女高原では地域住民が主体となり活動しています。そのような事例は県下でありますでしょうか。

宮原自然保護課長

松本市において、地域住民参加のもと、草刈等の草原の維持が始められていると聞いております。また、長野市においても市が実施していると聞いております。

林委員

生息地を公表せずに守っていくことと、看板設置などをして守っていくこと、2つの方法がありますが、違法採取に対してどのようにしていきますか。

宮原自然保護課長

どちらが良いかは地域の皆様の考えもあると思います。松本市において、違法採取もあると聞いています。地域の皆様とお話しする中で、どのような方法で守っていくことがよいか、規制の在り方を考えていきたいと思っています。

福江委員

2亜種県内で確認されていて、大きく分けて、松本市、長野市の本州中部亜種と白馬村の八方尾根・白山亜種とありますが、今回の策定において、特に松本市、長野市の本州中部亜種を想定した上で策定をされるということでしょうか。

宮原自然保護課長	2亜種を県の条例で定めておりますので、2亜種を対象とした保護回復事業計画を策定していきたいと思っています。
福江委員	松本市において特別天然記念物に指定されていて、また、昨年度生物多様性地域戦略を策定していますので、松本市との協働を密にして、策定を行っていただきたいと思っています。
宮原自然保護課長	松本市では今年の3月に生物多様性地域戦略を策定したと聞いております。その点も踏まえて、保護回復事業計画を策定したいと思っています。
中山特別委員	今まで、オオルリシジミやミヤマシロチョウが保護回復事業計画策定種に指定されていますが、これらについて、長野県の回復事業の実績はどのようになっているのでしょうか。それを踏まえて、ゴマシジミに関してはどれくらいの効果を考えているのでしょうか。
宮原自然保護課長	担当者からお話しさせていただきます。
神谷担当係長	今まで、長野県で策定した蝶はオオルリシジミとミヤマシロチョウがありますが、オオルリシジミにつきましては、地域において保護活動を行っております。他の種に関しては生息環境の整備等を中心とした取組やパトロールを実施しています。特にゴマシジミに関しては、地域の保護団体が無い状況でございますので、先ほど福江委員からもありましたとおり、地元の市町村との連携により計画を作りながら、地域の中に団体を作れたらと思っています。その中で、具体的な活動を盛り込んでいきたいと思えます。
中山特別委員	地元の方々や市町村の活動ではなく、県の事業として実施した事業量（具体的な実績値）について、金額や作業量で示していただきたいです。
神谷担当係長	まとめさせていただき、またお話ししたいと思います。
中山特別委員	先程のお話しを聞いていて、地元や市町村との連携ということでしたが、基本的には県として何をやるかがあった上での連携なので、その点に関して考えていただいた方が良いと思えます。
宮原自然保	ご指摘のとおり、県において策定する計画なので、県としてど

護課長

のようにするかを考えて進めていきたいと思います。

小川委員

生物多様性保全パートナーシップ協定事業において、県の仲立ちは種ごとに行うのでしょうか。

宮原自然御
保護課長

生物多様性保全パートナーシップ協定は昨年度より実施しています。種ごとのパートナーシップ協定といいますと、地域で特定の希少野生動植物を守っている方々がいて、そこに対して企業等がCSR活動等の一環として支援するための仲立ちを県が担うというものです。種ごとに行っている場合や、地域全体の保護活動に対して行っている場合もあります。種の単位と決まったものではありませんので、地元の保護活動団体の皆様の活動内容に企業等がマッチングすれば、協定を結ぶこととなります。現在は9つの協定が結ばれています。種の単位ですと、イヌワシの協定があります。限定した地域ですと、霧ヶ峰高原の草原再生活動に対して伊藤園様が売り上げの一部を寄付し、保全活動に活用する事例があります。

平林議長

委員の皆様から様々な意見がありましたが、私もそのとおりであると思います。計画、評価、検証をし、「今までこのようなことをし、うまくいった」、あるいは、「あまり効果がでなかった」といったような蓄積がございますので、「現段階では、このような方針で行こうと考えている」というような、具体的な内容を示していただいたほうが良いと思います。次回から、よろしく願います。

他にご意見はいかがですか。なければ、この案件の取扱いにつきましてお諮りいたします。

本件につきましては、幹事からの説明にもありましたとおり、更に専門的に検討する必要がございますので、専門委員会を開催して、調査、検討を行い、検討結果をまた本審議会の方にご報告いただいた上で、再度審議していくこととしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、本件につきましては、そのように決定いたします。

次に、審議事項イの「第二種特定鳥獣管理計画（第4期ツキノワグマ保護管理）の策定について」でございます。本件は、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」第7条の2第3項において準用する同法第4条第4項の規定により、都道府県知事が「第二種特定鳥獣管理計画」を策定するに当たり、当審議会からの意見を聴くものでございます。

佐藤鳥獣対
策・ジビエ振
興室長

それでは幹事から説明をお願いします。

それでは、「第二種特定鳥獣管理計画（第4期ツキノワグマ保護管理）の策定」について説明いたします。資料2をご覧ください。特定鳥獣管理計画は、議長からも説明がありましたとおり、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」いわゆる鳥獣保護管理法に基づく制度で、対象鳥獣の生息の状況その他の事情を勘案し、管理が必要と認めるときに知事が定めることができるとされています。

策定の目的ですが、平成24年度からの第3期計画が動いておりまして、本年度をもって終了することから、引き続き第4期計画を策定してツキノワグマの管理を実施しようとするものでございます。

なお、計画の策定及び変更にあたっては、鳥獣保護管理法により、県の環境審議会への諮問が必要とされておりますことから、今回諮問をさせていただくところでございます。

2番の計画期間ですが、平成29年4月1日から平成34年3月31日までの5年間として計画したいと考えております。

3番の現行の第3期計画の概要ですが、対象地域は、県下全域としております。

基本的な目標としては、人とツキノワグマとの棲み分けによる共存を図るため、人の生活圏に誘引しないことにより、人身被害の回避と農林業被害の軽減に努めるとともに、自然の豊かさの指標でもございますツキノワグマの不必要な捕獲を回避することによりまして、地域個体群の安定的な維持を図ることとしておりまして、そのために、「環境対策」として、人里と森林の間の藪を刈り払うなどして、見通しを良くする「緩衝帯」の整備や、ツキノワグマの誘引源となる生ゴミや廃果等の適正処理の啓発などと併せ、「被害予防対策」として、NPOや大学等に依頼しまして「クマ対策員」を県下に配置しまして、専門的知見による対策の指導や、集落ぐるみの対策の普及推進などを進めることとしております。

また、「個体数の管理」といたしまして、専門家の意見を聴きつつ、生息状況等を勘案しまして、地域個体群ごとの捕獲上限を毎年定めるとともに、捕獲個体のサンプルを収集、分析を行いまして、生息状況、被害状況、捕獲状況とともに結果を、常にフィードバックしながら、捕獲上限を見直しながら、達成を図ることとしております。

4番、策定のスケジュールでございますが、本日諮問させていただいた案件については、内容が専門的でありますことと、今ま

での第3期計画までの経緯を承知していることが必要と考えておりますので、例年のとおり、「特定鳥獣保護管理計画等検討委員会」とその下部組織である「ツキノワグマ専門部会」により検討をいただきたいと考えております。

なお、「特定鳥獣保護管理計画等検討委員会」につきましては、学識経験者、自然保護団体、農林業被害者等で構成する既存の委員会で、計画の策定、実行、評価について総合的に意見を伺うためのものです。

また、「ツキノワグマ専門部会」は、専門的な見地からの意見を伺うためのもので、ツキノワグマの専門家により構成しております。

その検討経過については、秋口には本審議会に中間報告をさせていただきたいと考えております。

その後、計画原案の作成、パブリックコメント、関係機関協議等を経て、来年1月には、本審議会へ最終報告をさせていただき、答申をいただけるよう進めてまいりたいと考えております。

資料2-2をご覧ください。参考までに第1期から3期計画にかけての状況をお示ししています。

農業被害については、電気柵の普及対策等を進めている甲斐もあり、平成18年度をピークに凸凹は少々ありますが減少傾向となっております。林業被害についても、平成20年度を境に減少傾向となっております。

一方、目撃と人身被害につきましては、近年、4年から2年おきに発生する大量出沒のたびに、集落内で増加する傾向があり、捕獲数についてもそれに併せて増加する傾向にあります。

特に人身被害は、直近の大量出沒の発生した平成26年度に31件、32名と過去最高となりまして、捕獲数も658頭と過去最高となっております。

追加で配布いたしました資料2-3をご覧ください。今ご説明した内容についての地域毎の詳細でございます。

ツキノワグマの計画においては、河川・鉄道・道路等で区分した8つの地域を管理ユニットとしていまして、それぞれのユニットにおける個体数調整と人身被害の推移です。

目撃件数については、調査の都合で、同一市町村内で管理ユニットが分かれる場合があります。例えば塩尻市などは3つのユニットに別れており、ユニットごとの整理が難しいため、今回は、中信、北信、南信、東信という4地域で示しております。

ご覧いただくとわかりますが、近年、北アルプスや越後・三国では2年おきに大量出沒が発生している状況です。中央アルプス

では26年度には発生しておらず、南アルプスや関東山地ではほとんど発生していないなど、大量出沒に地域的な偏りがあることが見て取れると思います。

大量出沒については、ドングリなどの堅果類の豊凶に左右されるとも言われておりますので、第1期計画から続けている堅果類の豊凶モニタリングの結果等も踏まえた対策の検討を進めたいと考えております。

どちらにいたしましても、これまでの計画の推進により、農林業被害は減少傾向となっておりますが、ツキノワグマの大量出沒と、それに伴う人身被害への対策、そのたびに増加する捕獲数による地域個体群への影響については、次期計画に向けた検討が必要な課題であると考えております。

説明は以上です。よろしくお願ひいたします。

平林議長

ただいま、資料2を使って「第4期のツキノワグマの保護管理計画の策定について」を説明いただきました。本案件については、「これからスタートさせます」と言うことで説明をいただきましたが、ご意見・ご質問等がありましたら、出していただきたいと思ひます。はい、中村委員さん。

中村委員

まず、森林と人を分ける里山の整備も含めて考えていくのか、長野県の森林のほとんどが針葉樹になっているわけですから、クマにとって食糧不足にというようなこともあるので、その部分で、例えば広葉樹を増やしてゆくというようなことも含めて考えていくのかお伺ひいたします。

平林議長

幹事から説明願ひます。

佐藤室長

まず、里山の整備につきまして、緩衝帯整備につきましては、人里と山との間に、最近手入れ不足によりまして藪ができ始めています。その藪の部分が見通しが悪かったりしますが、液果類いわゆるベリーの種類がたくさん実ることによって、ツキノワグマを引き寄せる原因になってしまっている、というようなこともございまして、まず、そこをきれいにしたい。見通しを良くしたいという考えから始まっております。

併せて、そこだけ整備するのではなくて、その周辺の里山も手入れしていこう、というような動きをしている地域もあります。目的は似たような部分がありながら、違うのですが、なるべく総合的に。単機能的にやりますと、地域で息が続かなくなってしまうこともありますので、そうした里山の維持管理も絡めながら進めることも一つの手法として、地域と相談していきたいと考えて

おります。

奥山の針葉樹林にエサが不足しているのではないか、というご指摘ではないかと思いますが、長野県の森林整備の基本目標が、「多様な森林づくり」ということになっておりまして、間伐をしつつ進めることで、林床に光を入れてあげる。そのことによって、森林の統計上は針葉樹扱いになりますが、林床にいろいろな広葉樹が侵入してくることによって、森林全体の多様性を維持していく、という考え方で進めておりまして、そこらへんも計画の中には、うたい込みながら、先ほどの緩衝帯整備、出没しづらい環境整備、ツキノワグマが生息していけるようにするための多様な森林整備、の二つの柱として生息環境整備を進めて行きたいと、第2期から、第3期までについては進めてきたところでございます。

平林議長

よろしいですか。一つ質問したいのですが、第2期からずっとやってこられて、第3期計画がまもなく終わりになりますが、第3期計画の評価として、どういった点がうまくいったのか、どのような点がうまくいかなかったのか、それを第4期計画にどのような形で反映していくのか、というようなところ明らかにしておかないといけないと思います。が、今日いただいた資料ですと、現行計画の概要ということだけで、概要だけが記載されていて、実際に県の方でやってこられた「どういった施策が功を奏したのか」、「奏してないのか」などの評価についての記述が全くないのですが、その点についてコメントをいただけますか。

佐藤室長

評価につきましては、正式には、専門的な委員会の中できちんと評価していただきたいと考えております。そして次の計画に記載していきたいと考えておりますが、私共の身内の勝手な評価といたしましては、とりあえず農林業被害はある程度減少傾向にあるので、功は奏してきつつあると、ただし、第1期計画の頃にはなかった現象が発生し始めておりまして、それが先ほどから申し上げております、大量出没という現象でございまして、それにきちんと対応できているとは言いかねる。そういった意味では、そこが、今後の計画に向けての課題になっていくのではないかと考えております。

平林議長

はい、少し補足をしていただきました。いかがでしょうか。何か他にご意見であるとか、質問であるとか。はい、福江委員さん。

福江委員

基本目標として二つ。アとして人身被害の回避及び農林業被害の軽減、ということで、これは軽減してきている、ということで

お話を伺いました。イに関しての「地域個体の安定的な維持」ということなのですが、今日、出していただいた資料2-2と2-3に関しては、目撃と捕獲数などの変動は示されていて、あと被害の推移などは、示されているので、アに関しては、データが提示されていると思いますが、イに関しての地域個体群の安定的な維持という意味での、それを検討するためのデータをぜひ提示していただけたらと思います。

多分実際調査をなされてきていると思いますので、これから分析なり、結果を検討されていくと思いますので、その中でまたご提示いただければと思います。

平林議長

はい、幹事からご説明願います。

佐藤室長

はい、委員さんからございましたように、昨年度、実は、生息状況調査を実施しておりますが、かなり専門性の高い調査でございまして、結果の解釈についても、私共には、難しいところがございまして、今後検討されます委員会の中で、その内容について、さらに解釈・検討等進めて、各地域個体群がどのような現状にあるのか、というようなことも評価させていただいた上で、可能でしたら、中間報告の際には、もう少ししっかりとした説明をさせていただければ、ありがたいと考えております。

平林議長

よろしいでしょうか。他いかがですか。小川委員さん。

小川委員

今、県では、対策チームというものが稼働していますけれども、その稼働率というか、その辺りはわかりますでしょうか。

平林議長

では、幹事から説明願います。

佐藤室長

今、委員からご指摘のありました、各地方事務所毎に、農政、林務、農業改良普及員等が地域でタッグを組みまして、野生鳥獣被害対策チームというのを作りながら、地域での被害対策を進めているところでございます。それが進んでいることによって、農林業被害が少しずつ減ってきているかな、と思っております。

対策チームを立ち上げた当初、まず長野県下で野生鳥獣被害が発生している集落が1300集落あるという状況でした。そこに、対策チームが何らかの形で対応していこう、という目的を掲げて開始したのですが、とりあえず数年前に、一応1300集落には、足跡は残した、という状況にはなっております。

ただ、足跡を残した中で、例えば、地域を盛り上げたことによって、被害対策が自立的に回るようになった集落もございますし、

とりあえず、足跡が残っただけという集落もございますので、そこにつきまして、今後、対策チームの上部機関として、知事がトップを勤めております部局横断の野生鳥獣被害対策本部があるので、そこへ出してゆく資料としても、まとめてゆかなければなりません。今、手元に対策率がどのくらいという、しっかりとしたものがありませんから、数字としてはお答えできませんが、また後ほどそこら辺整理させていただいて、ご説明させていただければと思っております。

平林議長 はい。続けてどうぞ。

小川委員 稼働率というか、季節によっては、集中してしまう時期があるのではないかと、そこら辺のところ、うまく回っているかどうか気になる場所ですが。

平林議長 では説明をお願いいたします。

佐藤室長 正直なところ、通常の年は、うまく回っていると理解しております。

ただ、先ほど申し上げた、大量出没が発生したときに、発生した地域がかなり回りづらくなる、というような実態があるように感じております。

そこら辺がありますので、ツキノワグマの保護管理計画について、大量出没をどう織り込んでいくか、ということが、大きな課題かなと、今考えている次第です。

平林議長 よろしいですか。はい。では、太田委員さん。

太田委員 私の住んでいる美麻のあたりですと、大量出没が一昨年ありましたが、そのときに、錯誤捕獲をしてしまったツキノワグマを、放獣するために獣医さんをお呼びのですが、獣医の先生というか、麻酔を打てる方が、県内に二人しかいないということで、獣医さん待ちで、半日近く待ったこともありました。

その対策は、これから考えていかれるのでしょうか。

平林議長 はい、では、幹事の方から説明願います。

佐藤室長 麻酔薬につきましては、数年前に厚生労働省で麻薬指定を受けてまいりまして、それもありまして、麻酔薬の取扱も、資格を持った人しか取り扱えない、ということになっておりまして、そのため人数不足は否めない状況ではございます。ただ、現在、もう

少し資格を有する人間が増えたので、そこら辺もうまく取り回しながらやっていくのと併せて、できるだけ、いつまでも放っておくというのは住民の皆さんにとっても気分的にストレスかと思えますし、クマにとってもストレスになりますので、なるべく早い形の中で、放せるような対応策についても、検討させていただければなと思っております。

平林議長

よろしいですか。はい。他、いかがでしょうか。

クマは、生態系の中で非常に重要な生き物だと思っております。ニホンジカのように個体数管理をして、密度を適正な状況に維持していくために、駆除していくという考え方ではありません。クマの場合には、ある程度保護しながら、共存を図っていかねばならないので、今までのものとはかなり違う形だと思えますし、県民の方の興味や関心、注目度もかなり高い生物だと思っております。一方で、人身被害も起こりますので、そういった意味で、第4期のツキノワグマ保護管理の計画策定というのは極めて重要であると思えます。幹事の方からは、かなり専門的なことなので、全て専門委員会で議論するというお話がありましたが、ある程度、ここでの議論も必要であると思えます。今回、資料を出していただきまして、分布については、それぞれの地域個体群でどのようになっているかなどの実態がわかりました。特に北の方で問題になっているということが資料の2-3でわかりました。しかし、実際、どれだけ放獣しているのか、ここに示されている数はみんな殺してしまっている数ですよ。駆除した数だと思うので、「個体数調整」＝「全て殺した数」なので、平成26年度は658頭がそのようになっています。人身事故があるため、こういう形で、殺しているという実態もあります。やはり、私が先ほど申し上げたとおり、この審議会の中で、ある程度、現状がわかる資料を提示していただいて、そういったものを踏まえて、第3期計画の評価をし、それを基にして、第4期の管理計画を立てていくという手順をこの会でも示していただきたいと思えます。審議会の中で、方向性だけでもいいので、議論いただければと思っております。専門部会の方でいろいろご議論いただいて、また、10月に中間報告という形で上がってまいりますので、その時に、皆さん方からまた、様々なご意見をいただければと思っております。もし、なにか言い忘れたことなどがありましたら、メール等で後で事務局にお送りいただいても良いかと思えます。よろしいですか。なにかご意見、ご質問はございませんか。

はい、小川委員さんどうぞ。

小川委員

先ほど、森林の整備とか、森林の作り方について少しお話があ

りましたが、森林には、国有林の部分もあるわけで、森林の整備、クマの本来の生息域を考えたときに、やはり国有林も含めた考え方というのが必要ではないかなと思います。そこら辺のところも連携をとって、森林整備について取り組んでいただけたらと思います。

平林議長 はい。というご意見です。

佐藤室長 はい。わかりました。

平林議長 では、他にご意見、ご質問。中山委員。

中山特別委員 仕事でヒグマの管理をやっていましたが、個体数と大量出沒の数と、人身事故の数というのはパラレルではない。

普及啓発をきっちりやって、地元できちんと対応していれば人身事故は起きないものです。私が担当していた知床では、例えば魚を干さない、生ごみを出さない、そういうことを徹底しているので、人身事故は起きていません。非常に大事なので、是非、普及啓発に力を入れていただければと思います。

平林議長 よろしいですか、そういうコメントですが、何か。

佐藤室長 ツキノワグマ対策の根幹だと思っております。住民への普及啓発、しっかり計画の中に織り込む形で、検討を進めたいと思っております。ありがとうございます。

平林議長 他、いかがでしょうか。よろしいですか。

他に意見がないようですので、この案件の取扱いにつきましてお諮りいたします。

本件につきましては、幹事からの説明にもありましたように、さらに専門的に検討して行く必要があると思われまますので、専門委員会を開催し、調査・検討を行い、検討結果を本審議会にご報告いただいた上で、再度審議いただくこととしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

(異議なし)

それでは、本件の場合も、そのようにさせていただくと決定いたします。ありがとうございました。

平林議長 次に、審議事項ウ「長野県第12次鳥獣保護管理事業計画の策定

佐藤鳥獣対
策・ジビエ振
興室長

について」でございます。

本件は、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」第4条第4項の規定に基づき、長野県第12次鳥獣保護管理事業計画を策定するにあたり、当審議会からの意見を聴くものでございます。

それでは、資料の3を使って、幹事から説明をお願いします。

それでは、引続き説明させていただきます。「長野県第12次鳥獣保護管理事業計画の策定について」でございます。資料3をご覧ください。

鳥獣保護管理事業計画につきましては、ただ今議長からご説明のありましたとおり、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律、いわゆる鳥獣保護管理法に基づく制度でございます。鳥獣保護管理事業の基本計画であり、環境大臣が定める基本指針に即して、地域の実情も勘案し、県が定めることとされております。

策定の目的ですが、現在の第11次計画が、本年度末で終了することから、新たに第12次計画を策定しようとするものでございます。

なお、計画の策定及び変更にあたっては、鳥獣保護管理法により、県の環境審議会への諮問が必要とされておりますことから、今回諮問をさせていただくところでございます。

計画期間ですが、資料の2にありますように平成29年4月1日から平成34年3月31日までの5年間です。

計画の策定項目ですが、まず、(1)の「鳥獣保護区、特別保護地区及び休猟区の指定に関する事項」ですが、狩猟が禁止される鳥獣保護区などの区域の指定や変更の計画等について、定めることとなっております。

また、例えば(5)に示しております「第一種特定鳥獣保護計画及び第二種特定鳥獣管理計画に関する事項」ですが、生息数の減少や生息地の縮小、生息環境の悪化等により絶滅の恐れが生じている鳥獣の保護や、生息数の増加や生息範囲の拡大により被害が深刻化している鳥獣の管理について、計画を策定することとなっております。

本県では現計画においては、先程諮問させていただいた、ツキノワグマを含め、ニホンザル、イノシシ、カモシカ、ニホンジカの5種について定めております。その他、資料に記載のとおりですが、

- ・ 鳥獣の人工増殖及び放鳥獣に関する事項
- ・ 鳥獣の捕獲等及び卵の採取等の許可に関する事項
- ・ 特定猟具使用禁止区域、特定猟具使用制限区域及び猟区に

関する事項

- ・ 鳥獣の生息状況の調査に関する事項
- ・ 鳥獣保護管理事業に関する普及啓発に関する事項
- ・ 鳥獣保護管理事業の実施体制の整備に関する事項
- ・ その他

ということで、それらについて定めることとしております。

次ページをご覧ください。計画策定までのスケジュールについてです。

(2) に示しますとおり、本日諮問させていただいた案件については、8月ごろに環境省から第12次計画に関する基本指針が示される予定になっておりますので、それを受けて、市町村等の関係機関からご意見等を伺いながら、計画素案を作成し、来年1月頃には本審議会に中間報告をさせていただきたいと考えております。

その後、計画原案の作成、パブリックコメントを経て、年度末には、本審議会へ最終報告をさせていただき、答申をいただけるよう進めてまいりたいと考えております。

なお、この計画につきましては、内容が専門的な案件となりますことから、専門的な見地からの検討を行う必要があると考えておまして、専門委員会を設置して検討をいただきたいと考えております。

専門委員会の検討経過については、環境審議会に報告させていただきたいと考えております。説明は以上です。よろしく願いいたします。

平林議長

はい、ありがとうございました。ただいま資料の3を説明いただきました。何か、ご意見・ご質問等がございますでしょうか。

はい、小川委員さん。

小川委員

このことと直接関係するかどうかわかりませんが、今現在、農業資材を取り扱っているところへ行くと、猟具が、ケージとかが売られているんですが、それが狩猟免許がなくても買えるという状況なんですって。

それについての実態は把握されているのか、ということと、もし把握されているとしたら、対策はとられているのかということをお聞きしたい。

平林議長

それでは、幹事から説明願います。

佐藤室長

はい。ホームセンターなどで売られている猟具の関係というこ

とでよろしいでしょうか。実は、たまにホームセンター等でワナ等が売られているケースがあり、報告されることがあります。それにつきましては、そういう案件を確認するごとに、販売をされているところの方に法律上の趣旨を説明した上で、利用については、「これこれこういう手続きが必要です。こういう免許を取っていただかないと、買っても使えません。」ということをしっかり説明するか、販売をやめてくださいというような指導をその都度させていただくような形で対応しているところです。

平林議長

よろしいでしょうか。はい。
他、いかがでしょうか。野口委員さん。

野口委員

計画策定のスケジュールのことなのですが、この計画の策定においては鳥獣専門委員会の意見が、非常に大きなウエイトを占めることになると思います。8月に国の指針が示されて、長野県が策定作業に入る9月までの間のところで、1回、委員会の開催をして、国の基本指針と現地機関及び市町村等関係者の意向確認、地域の意見等情報収集を県が行った結果を報告されてから、基本指針に即した計画素案の策定をなされた方がスムーズな流れになると思うのですが。この段階での会議は、いつも入らないものなのでしょうか。

平林議長

スケジュールについての話ですが、幹事の方から説明願います。

佐藤室長

はい。基本方針がもう少し早く出れば、もうちょっとしっかりと何度もやりたいところではございます。ただ、今ご指摘のございました、今の私共の示させていただいたスケジュールだと、確かに鳥獣専門委員会を12月というのは、ちょっと遅いかなというのは、言われてみれば確かにそのとおりかと思しますので、もう少し早めの段階で、鳥獣専門委員会のご意見をお聴きするというごことも、今後検討させていただければと思います。ありがとうございます。

平林議長

よろしいでしょうか。はい。

野口委員

時期も、時期なんですけど、回数をもう1回増やさなくても、いつも大丈夫なのでしょうか。

平林議長

では幹事の方から説明願います。

佐藤室長

回数につきましては、とりあえず全員集まってやるのは1回。

それ以外、各委員の先生方にご説明に伺ったりですとか、最近ですとメール等で意見交換させていただきながら、という形で、大体1回ぐらいで済ませてきているというのが、近年の状況です。

平林議長

というご説明ですけれども、よろしいですか。

野口委員

他の先生方からのご意見がなければ。

平林議長

よろしいでしょうか。何か、コメントがあれば、今の件で。よろしいですか。では、コメントは、ないということで。では、他に何か、はい、福江委員さんどうぞ。

福江委員

分からないので教えていただきたいのですが、今回第12次鳥獣保護管理事業計画ということなんですけれども、第11次が終了するので、12次を策定しますよということなんです。環境大臣の基本指針とその地域の実情に即して、策定をしていくということになっていくんだと思いますが、どう変わっていく可能性があるんでしょうか。

平林議長

はい、では説明をお願いします。

佐藤室長

今の段階で環境省の基本指針の案等について、私共の方で把握できてございませんので、大きくどこが変わるかというのは、実のところよく分かっていないのが現状です。

鳥獣保護法の改正が、実は第11次の途中にございまして、その段階で1回、第11次事業計画については変更させていただいているんですけれども、そのときに、結構大きな変更をしておりますので、それほど大きな制度的な変更がおこるのかな、というところはよく分からない部分ではございます。

ただ、どちらにいたしましても、近年の傾向といたしまして、「鳥獣保護区」、ご存知とは思いますが、狩猟を禁止して鳥獣を保護していこう、という区域ですが、鳥獣保護区について、シカは捕れるけれど、ほかの鳥獣が捕獲できないような制度に切り替えていく、というような指定を、近年の事業計画の中でも進めてきておりますので、そこら辺の方向性については、引続き地域の方たちのご意見をお伺いしながら進めていくことになろうかなとは思っております。すみません、いいお答えになっておりませんが。

平林議長

はい。他、いかがでしょうか。よろしいですか。

8月に国の指針が告示されますので、「これを踏まえて」ということですが、「少し早めに県としては進めておきたい」ということ

で、今日、出していただいていると理解しております。よろしいですか。何かご意見、ご質問はありますか。

はい。それでは、他に発言がないようですので、この案件の取扱いにつきましてお諮りいたします。

本件につきましては、幹事からの説明にもありましたように、さらに専門的に検討して行く必要があると思われまますので、専門委員を任命して、これは、新たに任命するんですね。

佐藤室長

はい。新たに任命させていただきます。

平林議長

はい。任命して、調査・検討を行い、検討結果を本審議会にご報告いただいた上で、再度審議いただくこととしたいと思います。よろしいでしょうか。

(異議なし)

はい。それでは、本件につきましては、そのように決定いたします。ありがとうございました。

次に報告事項の「温泉審査部会報告（平成 27 年度）」でございます。昨年度の温泉審査部会の審議状況について報告していただきます。それでは、幹事の方から説明をお願いします。

堀内薬事管理課企画幹兼課長補佐兼薬事温泉係長

平成 27 年度温泉審査部会の審査状況についてご報告申し上げます。資料 4 をご覧ください。

「温泉審査部会」につきましては、温泉法及び長野県環境基本条例に基づき設置されたものでございまして、温泉法による土地掘削申請などにつきまして、知事からの諮問に基づき調査・審議を行っているところでございます。

条例によりまして、温泉審査部会の決議をもって環境審議会の決議とすることができるとされておりますことから、前年度の部会の審査状況をご報告するものでございます。

委員は、記載 2 にあるとおりでございます。信州大学工学部の中屋教授に部会長を務めていただいているほか、弁護士、温泉成分分析者などの専門家に加えまして、温泉利用施設の管理者など、8 名で構成させていただいております。

昨年度は、平成 27 年 7 月 10 日、11 月 25 日及び平成 28 年 3 月 17 日の合計 3 回開催をいたしました。

裏面をお願いいたします。

「4 審査及び行政処分の件数」でございますが、温泉法第 3 条による土地掘削許可について、新規の申請が 1 件ございまして、

許可答申といたしました。

次に「温泉法第 11 条による増掘又は動力の許可」でございますが、動力装置について 2 件の申請がありました。動力装置につきましては、温泉をくみ上げるために水中ポンプなどの動力装置を設置する場合に必要とされるところでございます、2 件とも許可答申としたところでございます。

以上、説明した事項以外には、審査案件等はございませんでした。以上、ご報告申し上げます。

平林議長

ありがとうございました。毎年この時期に、前の年度の温泉審査部会の報告をいただくことになっておりますので、昨年度の審査状況をご説明いただきました。

何かご質問があれば伺いますが、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。では、報告事項につきましても、これで終わりにしたいと思えます。

では、次第（3）その他ということで、何かございますか。はい、どうぞ。

宮原自然保護課長

お手元に配布させていただいた「お〜いお茶」のペットボトルですが、昨年 11 月から 12 月にかけて県内で行ったキャンペーンのものでございます。「お〜いお茶『お茶で信州を美しく。』キャンペーン」というもので、県内のお〜いお茶製品の売り上げの一部を信州の自然環境保全活動に平成 26 年から 2 年続けて 40 万円前後のご寄附をいただいております。

いただいたご寄附につきましては、霧ヶ峰高原におけるニホンジカの食害を防ぐ電気柵の設置など、草原再生事業を中心に有効活用させていただいたところでございます。

今年のキャンペーンの時期は未定ですが、今年も実施していただけると聞いております。またキャンペーンが始まりましたら、委員の皆様におかれましても、売り上げにご協力いただければと思います。

県では企業や学校などの皆様と、信州の豊かな自然環境や生きものの多様性を社会全体で守る取組を進めるため、昨年度から「人と生きものパートナーシップ推進事業」をスタートしております。保全活動を支援してほしい保護団体の皆様、CSR 活動等で支援したい企業等のマッチングに取り組んでいるところでございます。現在 9 つの協定が結ばれているところでございますが、様々なお立場の皆様が幅広く保全活動にご参加いただけるよう勧めまいますので、よろしく申し上げます。

平林議長

皆様もぜひご検討いただければと思います。このキャンペーン

は県民の皆様にも広まっているのでしょうか。

宮原自然保
護課長

アピールをしっかりとしていきたいと思っています。

平林議長

委員の皆様におかれましても、いろいろなところで一言アピールいただき、ご協力願えればうれしく存じます。ありがとうございました。

他に何かございますか。

それでは、本日予定しておりました議事は全て終了いたしました。これで審議会を閉じさせていただきたいと思います。

ご協力ありがとうございました。

司会

たいへんありがとうございました。

一つお知らせでございます。次回の審議会でございますが、7月に開催を予定しております。日程につきましては、改めて調整をさせていただきたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、以上で本日の審議会を閉会といたしたいと思います。ありがとうございました。